

## 第6章

# 第二次えびの市再犯防止推進計画

---

## 第6章 第二次えびの市再犯防止推進計画

### 1. 再犯防止推進計画とは

我が国の刑法犯の認知件数が平成14年にピークを迎えたことから、平成15年に設置された国の犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画～『世界一安全な国、日本』の復活を目指して～」が策定され、具体的な取組が推進されました。この結果、平成28年の刑法犯認知件数は戦後最少となり、一定の成果が表れています。

しかし、刑法犯の検挙人員のうち、初犯人員（刑事事件で過去に前科前歴がなく、初めて罪を犯した人の数）の減少が再犯人員の減少を上回っており、検挙された人員のうち再犯者の人員の割合（再犯者率）が上昇傾向にあることから、多くの人々が再び罪を犯してしまっているという現状が伺えます。

このため、国は平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、再犯の防止が犯罪の対策等に重要であることを明記するとともに、再犯の防止について国や地方公共団体が責任をもって推進していくことが規定されました。

併せて、地方公共団体は、国が定める再犯防止推進計画を踏まえ、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されています。

#### 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（平成二十八年法律第百四号）

##### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

##### （地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

「再犯の防止等の推進に関する法律」における基本理念や国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて策定した本市の再犯防止推進計画について、引き続き令和8年度から令和11年度を計画期間とする「第二次えびの市再犯防止推進計画」として策定し、推進することとします。

## 2. 国における再犯防止の取組

我が国における再犯率の割合が高まる中、安心・安全な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠であるとの認識の下、平成28年の「再犯の防止等の推進に関する法律」成立を踏まえ、本法に基づき国が取り組む施策をまとめた（第一次）再犯防止推進計画が策定されました。

この計画において、平成30年度から令和4年度までの5か年における基本方針や重点課題、また具体的に取り組む施策が掲げられ、国と地方公共団体による再犯防止の推進が図られました。

### ○（第一次）再犯防止推進計画（H30～R4）の重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

（第一次）再犯防止推進計画に掲げた重点課題のうち、特に重要な課題への対応を加速化させるため、国は令和元年に「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定しました。このプランにおいて、「満期釈放者対策の充実強化」「地方公共団体との連携強化の推進」「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させるとともに、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」ことを具体的目標として定めました。

計画において位置付けた重点課題への対応に基づき、国・地方公共団体・民間協力者の連携が進む中、これらの取組をさらに深化・推進するため、これまで取り組んできた施策の検証を含めた計画の見直しを図られ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする第二次再犯防止計画が策定されました。

第二次再犯防止推進計画では、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、基本的な方向性を改めて整理した7つの事項が重点課題とされました。

### ○第二次再犯防止推進計画（R5～R9）の重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂<sup>\*</sup>の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

<sup>\*</sup>包摂（ほうせつ）：包み込むこと。過ちを犯した人も地域社会の一員として取り込むことを意味する。

### 3. 宮崎県内の状況

宮崎県においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」や国の再犯防止推進計画に基づき、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「宮崎県再犯防止推進計画」が策定され、県内市町村の再犯防止推進計画の策定促進や当事者に対する経済的な下支え、就労支援、非行防止の取組などが展開されてきました。

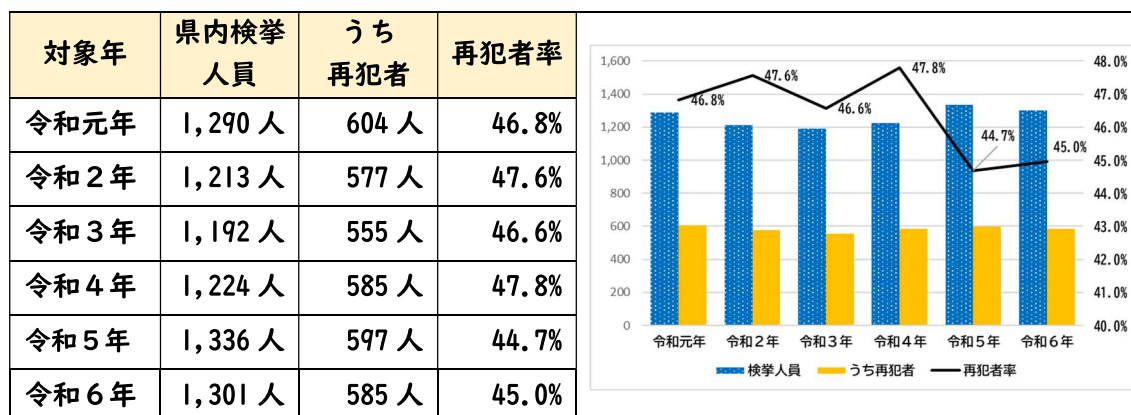
令和6年度には、近年の新たな動きや課題を踏まえ、宮崎県における再犯防止をさらに推進するため、「第二次宮崎県再犯防止推進計画」が策定されており、重点課題として「国、市町村及び関係団体との連携強化」「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用促進」「非行の防止等」「特性に応じた効果的な支援のための取組」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」を掲げ、計画期間中の推進を図ることとされています。

<参考>

#### ○宮崎県における刑法犯罪検挙者中の再犯者数及び再犯者率

令和2年以降、検挙人員のうち再犯者は600人を下回っています。

再犯率は、44%台から47%台で推移しています。

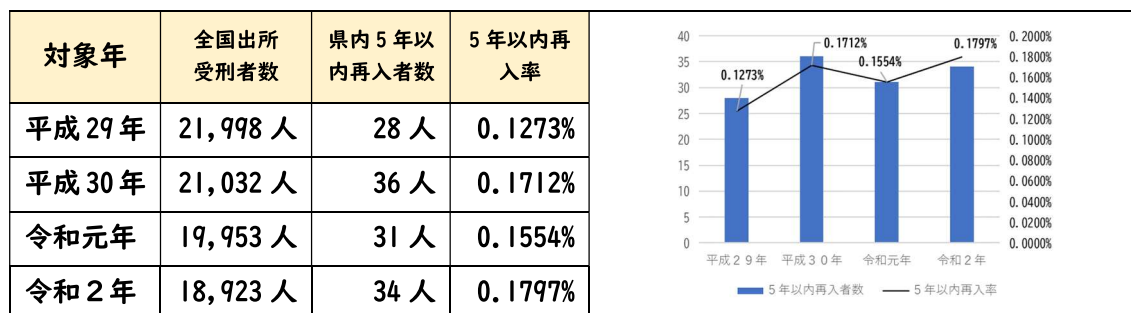


出典：法務省提供データ

#### ○宮崎県における出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率

それぞれの年に出所した人が、その後5年以内に再入所した人数です。

県内においては28人から36人で推移しています。

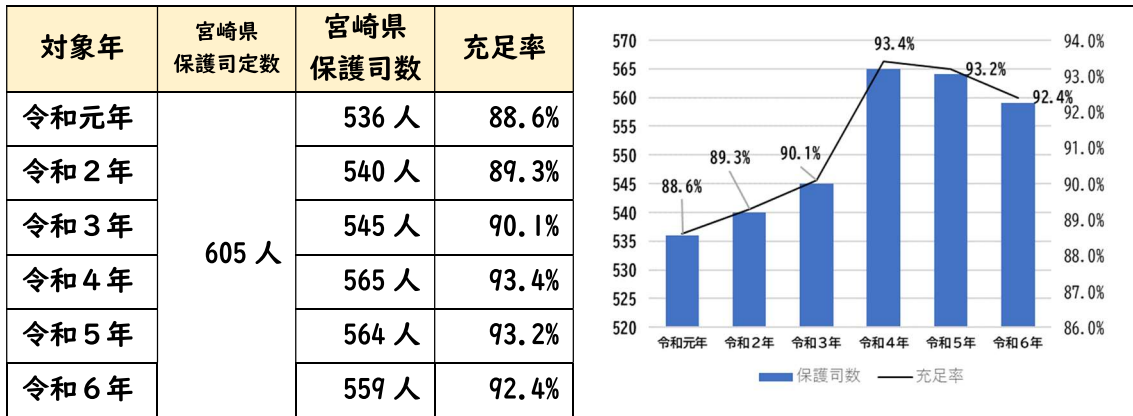


出典：法務省提供データ

### ○宮崎県における保護司数及び保護司充足率

保護司は、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるとともに、犯罪の予防や再犯の防止に関する啓発を行うために法務大臣から委嘱され、活動しています。

安心・安全な社会づくりのために重要な役割を担っている一方、宮崎県内においては定数を下回る状態が続いています。



出典：法務省提供データ

### ○宮崎県における「社会を明るくする運動」行事参加人数

令和元年の宮崎県内における「社会を明るくする運動」参加人数は15,453人でしたが、令和2年には2,683人まで減少しました。新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。

令和3年以降は徐々に回復しつつありますが、コロナ禍以前の状況には戻っていない状況です。



出典：法務省提供データ

## 4. えびの市における現状や取組、課題

### (1) えびの市における現状や取組

本市においては、国の「(第一次)再犯防止推進計画」や、「宮崎県再犯防止推進計画」における重点課題等を踏まえ、令和4年3月に「えびの市再犯防止推進計画」を策定しました。

「えびの市再犯防止推進計画」は、「第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画(R4~R7)」における施策の一つとして、行政・社会福祉協議会における具体的取組内容を掲げた内容となっており、計画に沿った取組を推進しました。

#### ○えびの市再犯防止推進計画(令和4年度~令和7年度)における具体的取組

##### (行政の取組)

- ① 犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施
- ② 保護司会などと連携した相談支援実施
- ③ 関係機関と連携した就労及び住居確保のための支援
- ④ 適切な保健医療及び福祉サービスの提供
- ⑤ 犯罪及び非行の未然防止
- ⑥ 犯罪被害者への支援

##### (社会福祉協議会の取組)

- ① 犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施
- ② 青少年非行防止及び青少年の健全育成のための広報の実施

### (2) 再犯防止に関する課題

○ 人口減少や高齢化を背景に、地域における役員などの成り手不足が進む中、保護司の確保が課題となっています。

保護司は、罪を犯した人等が地域社会で孤立することなく安定した生活を送り、再び罪を犯すことのないよう支援する重要な活動を行っており、関係機関と連携した保護司の確保の取組が必要です。

本市においては、令和7年7月に開催した「地域福祉推進会議」において、宮崎保護観察所により保護司の活動内容や現状を説明していただく機会を設け、これからの保護司確保に向けた取組につなげています。

○ 保護司の安心・安全な活動やその家族の負担軽減のために、保護司が自宅以外で相談・面接業務を行うことができる環境づくりが求められています。

本市における保護司の活動拠点として、更生保護サポートセンターを設置していますが、利用に関する時間的・地理的な制約があるため、公共施設などの柔軟な利用について実態に応じた検討が必要です。

国の第二次再犯防止推進計画、第二次宮崎県再犯防止推進計画及び本市における現状・課題を踏まえ、第二次えびの市再犯防止推進計画における具体的な取組として、以下の項目を設定します。

## 5. 再犯防止のための具体的取組

### (1) 行政で取り組むこと

#### ①再犯防止に関する広報、啓発の実施（福祉課）

「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に合わせ、更生保護女性会をはじめとする関係機関と市内パレードを実施するなど、引き続き犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めるための取組を推進します。

また、民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員が参加する「地域福祉推進会議」の場を活用し、地域全体で立ち直りを支援する輪を広げていくための啓発を行います。

#### ②保護司の確保及び活動環境の整備（福祉課）

宮崎保護観察所と連携し、退職を迎える予定の市職員等に対する保護司活動の周知などにより、保護司の適任者が確保できる環境づくりに努めます。

また、保護司が安心して保護観察対象者と面接ができるよう、市の公共施設を面接場所として利用する際には柔軟に対応し、保護司の活動を支援します。

#### ③保護司会及び更生保護女性会を始めとする関係機関との連携（福祉課）

保護司会や更生保護女性会など、再犯防止活動に取り組む団体について、総会や役員会への出席や意見交換などを行い、積極的な連携を図ります。

#### ④社会復帰につながる保健医療及び福祉サービス等の提供（福祉課／介護保険課／健康保険課）

犯罪を犯した人の中には、経済的に困っている、仕事や住むところがない、高齢で身寄りがないなどの課題を抱え、地域で孤立したり、再び犯罪を犯すなどの人が多くいるとされています。

このため、必要な保健医療や「生活・仕事支援室」などの福祉サービスにより、社会復帰のために必要な支援を行います。

また、複雑化・複合化した課題を抱えた人や社会とのつながりが必要な人に対して、本市で本格実施を始めた「重層的支援体制整備事業」による多機関協働や参加支援の取組を活用し、必要に応じて関係機関との支援を進めます。

#### ⑤犯罪、非行の未然防止（福祉課／健康保険課／こども課／学校教育課／社会教育課）

家庭や学校教育と連携し、「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における非行防止や青少年の健全育成とともに保護・更生の取組を推進します。

また、薬物乱用防止に関する学習やポスター掲示など、正しい知識の普及・啓発を通じて犯罪、非行の未然防止を図ります。

## ⑥犯罪被害者に対する支援（総務課）

令和7年度に制定した「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族について、精神的な苦痛からの回復や二次被害の防止など、被害からの早期の回復を支援します。

### （２） 社会福祉協議会で取り組むこと

#### ①社会復帰につながる生活支援・相談支援の提供

社会福祉協議会で実施する「みやざき安心セーフティネット事業」「暮らし支えバンク事業」などの生活支援や相談事業などにより、周囲に相談できない課題や生活困窮が原因で過ちを犯すことがないよう支援を行います。

また、学校への七夕短冊（標語）の依頼などを行うえびの市更生保護女性会の活動を通じて、行政、民生委員・児童委員、防犯協会、警察署や地域と連携し、更生保護活動に対する啓発や周知を図ります。

#### ②青少年の健全育成・課題の早期発見

地域の誰もが参加できる居場所として、カレーの日「こども・地域食堂」を開催し、健全な青少年育成や地域のつながりを高める取組を推進するとともに、生活にゆとりのないひとり親世帯等に食料や日用品を届ける「こども宅食事業」を通じて、課題の早期把握に努めます。

#### ③地域の見守り活動支援

民間協力事業所が、日常の業務において訪問先の様子が普段と違うなど、何らかの「異変」を察知した場合にえびの市社会福祉協議会へ連絡（緊急を要する場合は、警察署や消防署へ通報）する「地域見守り応援活動推進事業（みな・ほっと見守り応援隊）」を推進し、安心・安全なえびの市を目指します。

## 第7章 計画の推進

---

## 第7章 計画の推進

### 1. それぞれの役割

地域福祉計画を推進し、地域共生社会の実現を目指すためには、地域住民を含めたみんなが主役となり、それぞれができることを進めていかなければなりません。

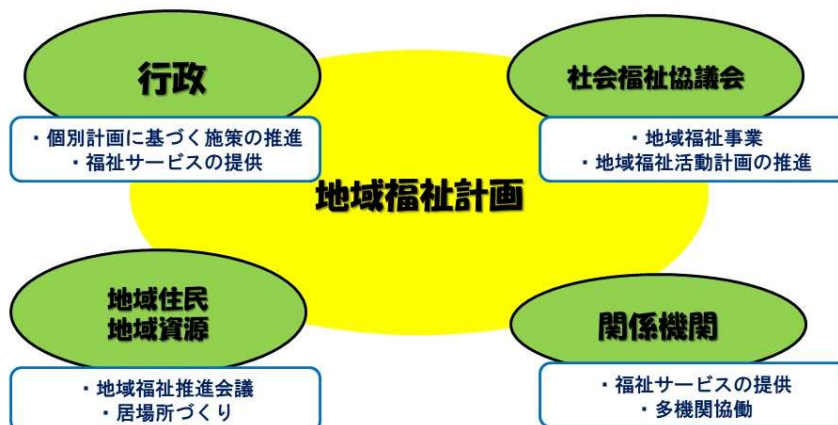
行政においては、これまで実施してきた施策や支援をより充実させるとともに、社会情勢や本市の現状を踏まえた「高齢・障がい・子育て・生活困窮」分野を柱とした包括的な支援体制づくりを推進し、新たに複雑化・複合化した課題への横断的な対応や「予防」の視点からの連携が求められます。

社会福祉協議会においては、地域福祉の中心的役割を担い、行政と地域住民の「つなぎ」や地域資源の掘り起こしなど、より細やかな地域福祉を推進していきます。

住民からの相談窓口や福祉サービスの提供などを行う関係機関は、1人の担当者が複雑化・複合化した課題を抱え込むことなく、連携による支援・課題解決のために「かおの見える関係」づくりを通じた持続可能な福祉サービスの提供が必要となります。

そして、地域住民においては、日頃からの地域住民同士の支え合い・見守り、気かけ合う関係づくり、居場所づくり、地域課題や解決のために住民でできることの話し合いなど、まずは周囲に関心を持つことから始めることが大切です。

縦割りや分野にこだわることなく、幅広い人や団体が一つになって計画を推進し、地域共生社会のえびの市づくりを進めていきましょう。



## 2. 計画の評価・検証

「第5期えびの市地域福祉計画」は、福祉に関する事項を一体的に定めた内容となっており、福祉の上位計画に位置付けられます。

このため、福祉に係る個別計画により進捗管理を行うことを基本としながら、「Plan（プラン：計画策定）」「Do（ドゥ：実行）」「Check（チェック：評価・検証）」「Action（アクション：見直し）」によるサイクルを適切に行います。

計画の最終年度には、具体的施策に関する庁内の全体的な振り返り検証を行い、次期計画策定に生かすこととします。

さらに、中学校区ごとに4地区で開催する「地域福祉推進会議」において、概要版を用いた啓発を行うとともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画をテーマに設け、地域住民からの評価・意見、地域住民自身による振り返りを行う機会を確保します。